

ご利用案内

ご宴会催事規約

ご宴会または催事のご利用に関して、以下の通り定めておりますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

[留意事項]

1. 宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。ただし、次の会場使用時刻との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。
2. 料理等を用意する人数(以下、有料人数と称します)の最終ご決定は宴会等の開催日2日前の19:00までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降は全ての手配が完了いたしておりますので、お客様の人数が減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。
3. ご宴会に関する装飾・音響・照明・余興等につきましては、ホテルより指定業者到手配させていただきます。
お客様が直接ホテル指定以外の業者にご依頼される場合は、ご宴会を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき、事前了解をお取り頂いた後にご依頼ください。又、ホテルのお客様がご依頼された業者が行うご宴会等に関する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出・設置場所・設営時間等の設定につきましては、ホテルの美観・ほかのお客様との事前調整・導線の事など考慮し、一定のルールで実施いただくようホテルとその業者の方々までご相談させていただきます。また、装飾・印刷物・余興など全ての手配物につきまして、手配完了後のご変更・キャンセルの際は、実費もしくは所定のキャンセル料を頂戴いたします。
4. 会場使用に関する告知(新聞、TV、ラジオ、チラシ、DM、看板等)を実施する場合は、必ずホテル側との事前承諾確認を必要とします。
5. お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)、およびお客様が直接依頼された業者の方々は、ホテル施設、什器備品等を破損したり、破損しないよう充分にご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、ホテル指定業者がその修復に当たり経費の一切を負担して頂きます。
6. 宴会等の開催予定日前に前受金を頂戴する場合がございます。金額はお見積り総額に基づいてホテルより提示させていただきます。
7. お申し込み後、お客様のご都合により宴会等をお取り消しになる場合は、次の取り消し料金を申し受けます。(実費ある場合は別途)

① 一般宴会・会議

- 開催予定日の31日前まで・・・・・・・・・・無料
- 開催予定日の30日以降～10日前まで・・・・・・・・見積り総額の30%
- 開催予定日の9日以降～3日前まで・・・・・・・・見積り総額の50%
- 開催予定日の2日以降～開催日・・・・・・・・見積り総額の全額

② 展示会

- 開催予定日の61日前まで・・・・・・・・・・無料
- 開催予定日の60日以降～31日前まで・・・・・・・・見積り総額の50%
- 開催予定日の30日以降～10日前まで・・・・・・・・見積り総額の70%
- 開催予定日の9日以降～実施日・・・・・・・・見積り総額の全額

※取り消し理由として天災地変・公的交通機関の運行不能な場合は、この限りではございません。

[留意事項]

1. 展示即売商品の極端な廉価販売はお受けできません。又、類似商品の販売に関しては必ずその旨を明示してください。
2. エンタティナー又は、タレントが入る宴会等に関して、興業であるとホテル側が判断した場合及び不特定多数を対象とした券券発売を伴うものはお申し込みをお断りするか、又は既にお申し込みをいただいている場合でも解約させていただきます。
3. 次に掲げる項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださるようお願い申し上げます。
 - ① 発火、又は引火性の品物の持ち込み。
 - ② 悪臭を発するものの持ち込み。
 - ③ 備品付の移動
 - ④ 使用目的以外のご利用
 - ⑤ 犬(補助犬を除く)・猫・小鳥・その他の愛玩動物・家畜等の持ち込み。
 - ⑥ その他、法令で禁じられている行為。
4. 宴会等にご出席のお客様が法令、又は公序良俗に反する行為、賭博等の風紀を乱す行為をなされる恐れがあると判断した場合、或いは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した時、又はこの「宴会・催事規約」に違反なされた場合は、ご宴会等のお申し込みをお断りするか、又は、既にお申し込みいただいている場合でも解約させていただくことがありますので、予めご了承ください。
5. 当ホテルは、次に掲げる事由に該当すると認める場合においては、宴会利用規約の締結に応じないものとします。
また、宴会場利用規約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。
 - (1) 宴会場へ出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、総会屋、その他これに準じる反社会的勢力
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - (2) 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - (3) 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合